

令和2年4月17日

保護者様

朝霞市立朝霞第三中学校
校長 杉山 巖

臨時休校中における学校の校庭開放について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、ご理解・ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、以前、文部科学省より臨時休校期間中の校庭開放の考え方が示されました。朝霞第三中学校では、3月下旬以降、部活動再開や学校再開の話もあり、校庭開放については滞ってまいりましたが、臨時休業の延長を受け、校庭の開放を行います。

つきましては、下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

記

校庭開放について

(1) 開放日 令和2年4月20日(月)から5月1日(金)まで

※ ただし土曜日・日曜日、祝日は開放しません

(2) 開放場所 校舎南側「第1グラウンド」のみ

(テニスコート・第2グラウンドは使えません)

(3) 時間 9:00~10:00 3年生
11:00~12:00 2年生
13:00~14:00 1年生

(4) その他

- ・ 本校の生徒のみ利用できます。(他校には行かないください。)
- ・ 校庭開放のみで、校舎内や体育館には入れません。
- ・ 体温チェックなど体調を確認し、発熱や風邪等の症状がある際には、利用しないください。
- ・ 来校方法は徒歩とし、自転車での来校は禁止します。
- ・ 服装は本校の体育着・ジャージとします。校庭を使用する際は学校生活に準じてください。
- ・ 運動する際は、「密」を避けるようにしてください。
- ・ ボール等の貸し出しは行いません。
- ・ スパイクの使用、バット・ラケットの使用は禁止します。
- ・ 雨天や、グラウンドの状況が悪い日は中止とします。
- ・ 校庭開放は教育活動ではないため、怪我や、行き帰り、の事故は保護者の責任となり、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付の対象になりませんので、ご承知おきください。
- ・ 今後の状況で変更が出る時には、ホームページで連絡します。